

令和7年10月9日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

発議者	舞鶴市議会議員	川口 孝文
	同	上羽 和幸
	同	小西 洋一
	同	高橋 秀策
	同	山本 治兵衛

今西克己議員に対する懲罰動議

次の理由により、今西克己議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び舞鶴市議会会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由

今西克己議員は、令和7年舞鶴市議会9月定例会で議決した事務検査において提出された非公開資料について、舞鶴市役所庁舎内の指定された場所以外への持ち出しが禁止されていたにも関わらず、資料の一部が自宅で発見された。

当該資料の取扱いは、予算決算委員会静溪ポンプ場整備に関する分科会において確認された取り決めがあり、指定された場所以外への持ち出しは、この取り決めに違反するものである。

また、当該資料は、秘密会において使用した資料であり、舞鶴市議会会議規則第113条に規定する秘密の保持に対する違反と同等の行為である。

地方自治法第134条第1項においては、地方自治法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員は、懲罰の対象となることが定められていることから、懲罰を科すべきである。